

( 案 )

## 業務委託(単価)契約書

沖縄県消防学校長 大村 朝洋 (以下「甲」という。)と ○○○○○○○○○ ○○○○○○○ (以下「乙」という。)は、草刈に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 業務名 草刈業務委託(単価契約)
- 業務の内容 別添、「草刈業務委託仕様書」のとおり

(契約期間)

第2条 前条に掲げる業務(以下「委託業務」という。)の契約期間は、この契約の締結日から令和9年3月31日までとする。

(処理の方法)

第3条 乙は、委託業務を別添の草刈業務委託仕様書に記載された内容に従って、信義を守り誠実かつ良心的に実施しなければならない。

(労働関係法の遵守)

第4条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守しなければならない。

2 甲は、受託業務の履行について必要があると認めるときは、乙に対して受託業務の処理状況について調査し、又は、報告を求めることができる。

(契約保証金)

第5条 沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号～第3号の規定に該当すると認められる場合は免除する。(契約金額=契約単価×予定面積+消費税額)

(完了報告)

第6条 乙は、委託業務を完了又は一部完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書又は委託業務一部完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第7条 甲は、乙から前条に定める委託業務完了報告書又は委託業務一部完了報告書の提出を受けたときは、これを検査し、適当と認めたときは当該報告書の引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の検査の結果、不相当と認めたときは乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、委託業務完了報告書又は委託業務一部完了報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して前条の検査を受けた草刈清掃業務の面積に別表に定める単価を乗じた額及び当該金額に消費税及び地方消費税の率を乗じた額(当該金額に1円未満の端数あるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した額の請求書を提出することができる。

2 甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰する理由により委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)。

以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(委託業務の内容の変更)

第9条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞等)

第10条 乙は、履行期限までに委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託料につきその延長日数に応じ、遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が、契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

キ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク アからカまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合(キに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金は甲に帰属する。
- 3 契約保証金の納付がなく、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において乙は、当該予定実施数量に契約単価を乗じて得た金額に10パーセントの消費税及び地方消費税を加算した金額から、既に実施し発注者の検査に合格した業務に対する金額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間までに甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲と協議し、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、乙の損害について、甲に対し請求することはできない。

(委託業務の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して委託業務を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止(廃止)申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

(補足)

第17条 この契約書及び業務委託仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

第18条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を守るものとし、もし、疑義が生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県中城村字北上原910番地  
沖縄県消防学校  
校長 大村 朝洋

乙

別表

消防学校草刈清掃業務委託

単価表（消費税抜き額）

機械草刈り及び集積・運搬・処理（法面）

機械草刈り及び集積・ 運搬・処理（法面）	単価	備考
1 平方メートル当たり	〇〇〇円	